

野田市公告第 8 5 号

野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 6 1 年野田市条例第 3 6 号）第 6 条第 1 項の規定により、賦課対象区域を次のとおり決定する。

令和 8 年 4 月 1 日

野田市長 鈴木 有

1 賦課対象区域

(1) 野田第 2 負担区

大 字	小 字	区 分
野田	太子前	各一部
上花輪	太子前、神明腰	
花井新田	上三丁歩	

(2) 野田第 3 負担区

大 字	小 字	区 分
尾崎	堂山、篠山、遠島	各一部
七光台		
船形	上原式	
柳沢新田	向耕地、山ノ内	
蕃昌新田	米臈	
清水	雨溜、沼端、馬作	
花井新田	野馬込	
山崎	上宿	
堤根新田	下荒久、窪	

なお、関係図書は令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 1 5 日までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分の間（但し、土曜日、日曜日及び休日は除く）、野田市建設局土木部下水道課において縦覧に供する。